

軽井沢町に関係するすべての皆様へ

電動キックボードの町内での使用に関するお願い
～軽井沢町の安全な交通環境を維持するために～

12月1日、中軽井沢の国道18号線上ノ原交差点で電動キックボード利用者による痛ましい交通死亡事故が発生しました。軽井沢町及び関係団体としては、この事態を重く受け止め、再発防止に向けて取り組んでまいりますので、関係する皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

1. 電動キックボードを取り巻く環境

令和5年7月1日の道路交通法一部改正により、一部の電動キックボードは、運転免許を持たなくても利用でき、車道も歩道も走行が可能となりました。ヘルメットの着用は努力義務であり、取り締まりの対象とはなりません。

また、電動キックボードは、ネットショップ等でも特段の制約もなく安易に購入できることから、手軽な乗り物として認識されています。

2. 課題認識

電動キックボードはタイヤが小さいため、わずかな凹凸でもバランスを崩しやすく、路面がぬれている場合スリップしやすい特性が認められています。

町内の道路事情は、道路環境や路面の凍結など、不安となる要素が大きい状況です。歩道のマウントアップ構造（車道面と歩道面に段差のある構造）や、グレーチングなどの構造物での段差もあり、電動キックボードには不向きといえます。また車道には配送業者等、車両の路上駐車が進行を妨げるケースもあり、歩道も観光シーズンは人通りも多く、歩行者にも危険が及びます。加えて町内には坂道も多く、制限速度の超過による事故も懸念されます。

特に事業者によるレンタル事業の場合、不特定多数の観光客が道路事情を理解しないまま電動キックボードを利用することとなるため、危険度は大幅に増すと考えられることから、規制が強化されていない現状では容認しがたい状況です。

3. お願い

道路交通法上認められている案件であることは理解のうえではありますが、軽井沢特有の事情を踏まえて、これまで保健休養地として培われてきた軽井沢町の安全な交通環境を損なうことのないよう、電動キックボードの公道での使用を控えるなど、最大限の配慮をお願いします。

令和5年12月26日

軽井沢町・軽井沢町商工会
(一社)軽井沢観光協会・軽井沢ホテル旅館組合